

社会福祉法人みよし市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みよし市社会福祉協議会定款第10条及び第25条の規定に基づく、理事、監事及び評議員並びにその他社会福祉法人みよし市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の委員及び構成員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 役員等とは、次のとおりとする。

- (1) 会長（理事長）
- (2) 理事
- (3) 監事
- (4) 評議員
- (5) 顧問
- (6) 評議員選任・解任委員
- (7) 苦情解決第三者委員
- (8) 地域福祉活動計画策定委員
- (9) 生活支援体制協議体構成員
- (10) 表彰状並びに感謝状審査委員

(報酬)

第3条 報酬は、月額のものにあつては毎月、日額のものにあつては職務に従事した日数に応じて、その都度支給する。

2 報酬の額は、別表のとおりとする。

3 会長（理事長）が月の途中において就任、退任したときは、その月の報酬額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。

4 前項の規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(費用弁償)

第4条 役員等が職務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給することができる。

2 旅費の額は、別表のとおりとする。

(役員等以外の者に支給する旅費)

第5条 役員等以外の者が本会の依頼又は要求に応じ、業務の遂行を補佐するため旅行した場合の旅費の額は別表のとおりとする。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第6条 報酬及び費用弁償は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、社会福祉法人みよし市社会福祉協議会定款の変更認可日（平成29年2月8日）から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の社会福祉法人みよし市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償支給に関する規程の一部を改正する規程の規定は、平成28年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月20日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

役員等の名称	報酬の額	旅費の額
--------	------	------

会長（理事長）	月額 69,000円	社会福祉法人みよし 市社会福祉協議会旅 費支給規程の第2条 第2項に規定する6 級以上の職務にある 者の額の相当額
理事	日額 3,000円	
監事	日額 3,000円	
評議員	日額 3,000円	
顧問	日額 3,000円	
評議員選任・解任委員	日額 3,000円	
苦情解決第三者委員	日額 2,000円	
地域福祉活動計画策定委員	日額 2,000円	
生活支援体制協議体構成員	日額 2,000円	
表彰状並びに感謝状審査委員	日額 2,000円	